

山形県社会福祉審議会の概要

令和4年4月1日現在

1 設置目的（社会福祉法第7条、第12条）

社会福祉に関する事項（精神障がい者福祉に関する事項を除く。）を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申する。

2 委 員

- ・ 県議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから知事が任命する。
- ・ 任期3年（現任期：令和4年4月1日から令和7年3月31日） ・ 委員数24名

3 組 織

(1) 社会福祉審議会（社会福祉法第7条第1項 必置）

(2) 専門分科会

- ① 民生委員審査専門分科会（8名）（社会福祉法第11条第1項 必置）
民生委員の適否の審査に関する調査審議
- ② 地域福祉専門分科会（8名）（社会福祉法第11条第2項 任意設置）
県地域福祉推進計画の進行管理、地域福祉の推進に関する調査審議
- ③ 身体障がい者福祉専門分科会（5名）（社会福祉法第11条第1項 必置）
身体障がい者の福祉に関する調査審議
- ④ 老人福祉専門分科会（8名）（社会福祉法第11条第2項 任意設置）
老人の福祉に関する調査審議
- ⑤ 児童福祉専門分科会（9名）（社会福祉法第12条第1項 必置）
児童の福祉に関する調査審議

(3) 部会

- ① 審査部会（12名のうち臨時委員11名）
身体障がい者の障がい程度の審査に関する調査審議
- ② 児童処遇部会（8名のうち臨時委員3名）
児童の養護、その他児童の保護及び児童相談所における児童の処遇並びに知的障がい者に関する調査審議
- ③ 重大事例検証部会（5名のうち臨時委員5名）
児童虐待に関する重大事例の検証及び児童虐待の防止等のために必要な事項に関する調査審議

